

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 27 日

群馬県知事 山本一太 殿

提出者 〒379-1617
住所 群馬県利根郡みなかみ町湯原45
須田建設株式会社
氏名 代表取締役 須田高幸

電話番号 0278(72)2332

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	須田建設株式会社
事業場の所在地	群馬県利根郡みなかみ町湯原45
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

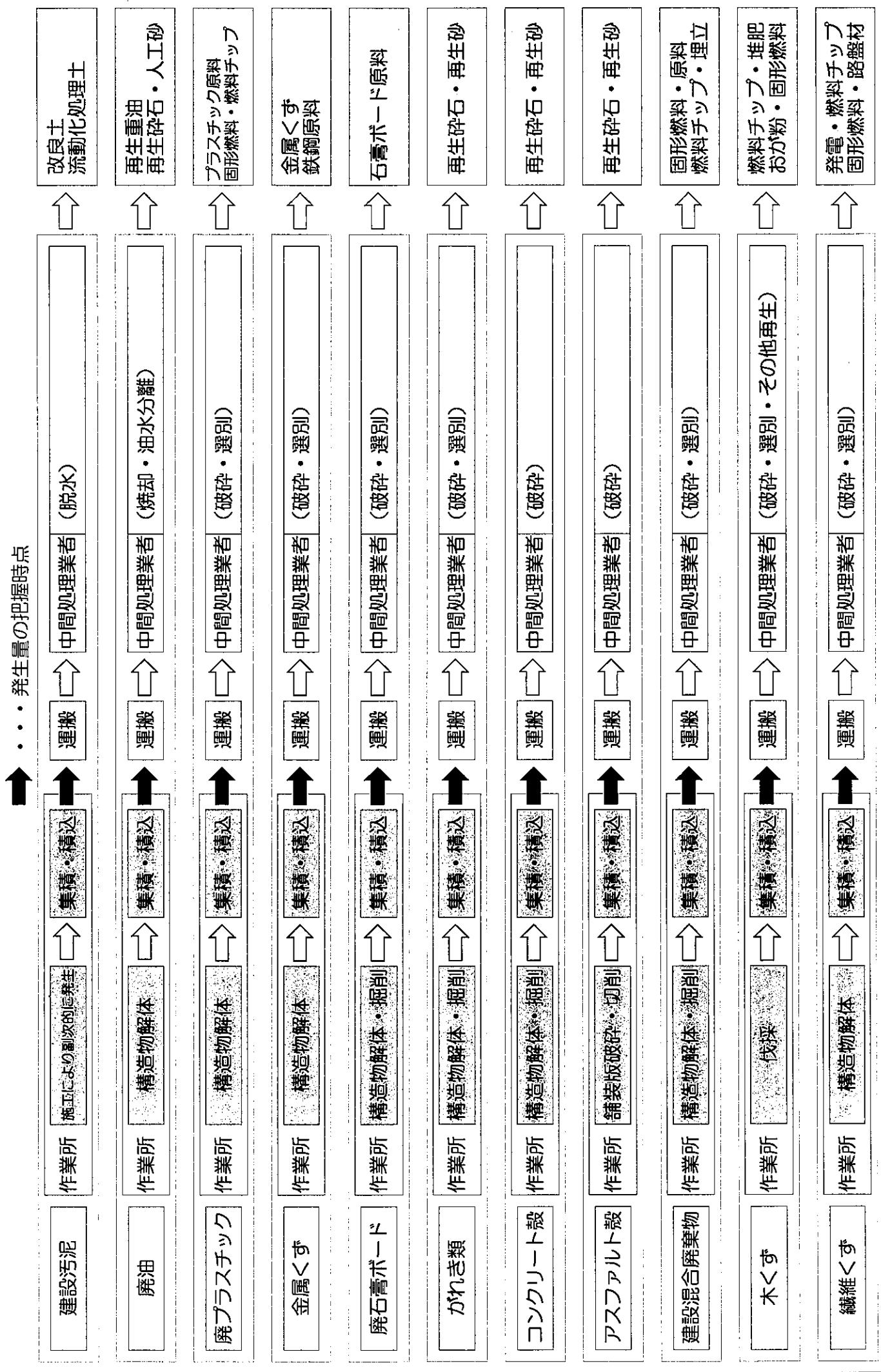
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高(1,014,286千円)
③従業員数	32人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物発生工程フローシート



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	13.020 t	130.155 t
(これまでに実施した取組)			
廃棄物の適正処理が行われるよう、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を作成する。 発注者と協議し産業廃棄物の排出量を抑制する工法がある場合は抑制に努める。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	5.000 t	5.000 t
(今後実施する予定の取組)			
廃棄物の適正処理が行われるよう、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を作成する。 資材発注時の余剰をなくし、廃棄物の削減に努める。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず等を確実に分別する。 協力会社に対し分別の周知徹底を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず等を確実に分別する。 分別を徹底し排出量の削減に取り組む。

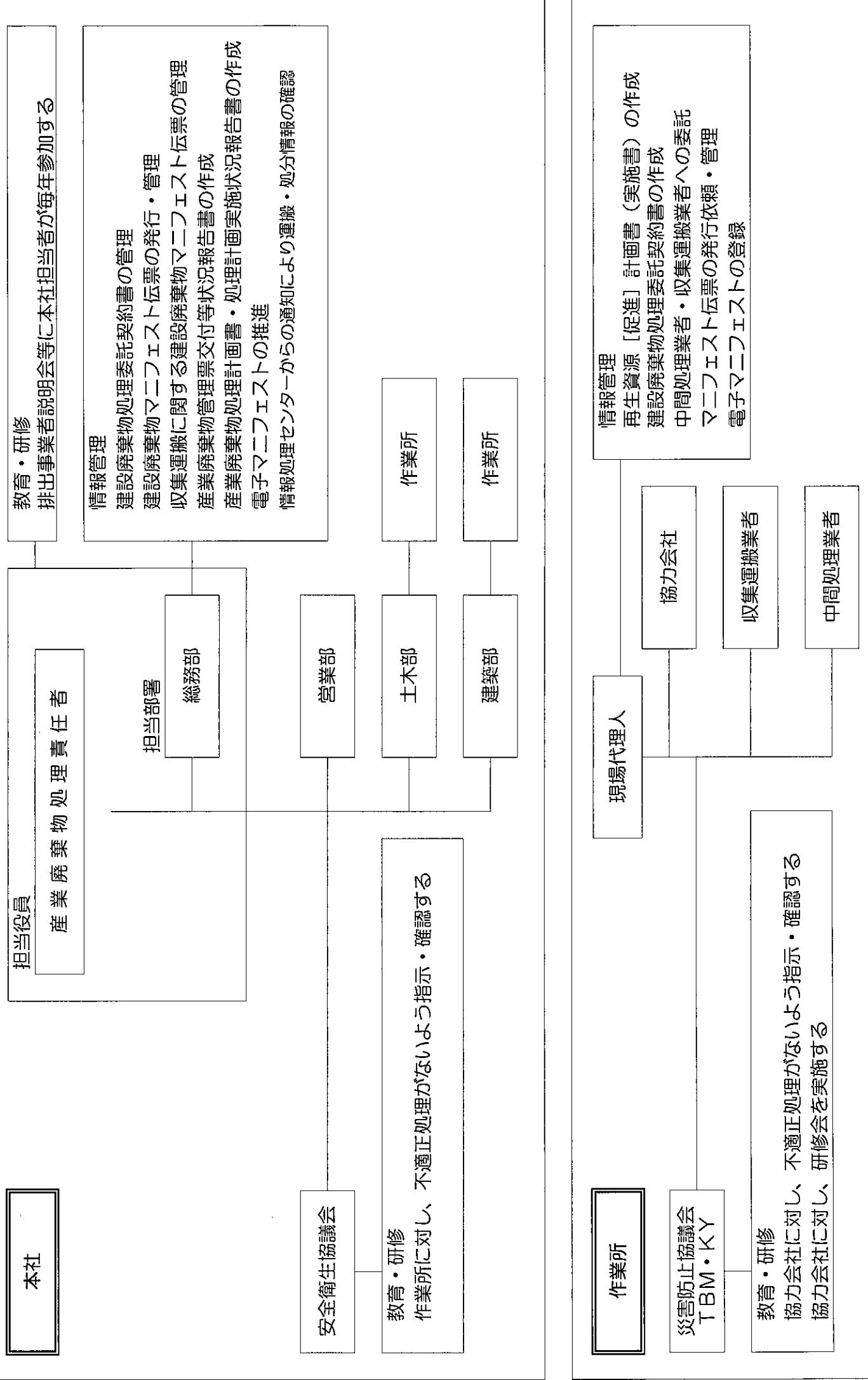
金属くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類	がれき類（石綿含有）
1420.440 t	122.204 t	9,411.372 t	51.480 t

金属くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類	がれき類（石綿含有）
0.500 t	5.000 t	1800.000 t	0.000 t

紙くず	木くず	繊維くず	ばいじん
0.100 t	919.650 t	0.232 t	0.540 t

紙くず	木くず	繊維くず	ばいじん
0.100 t	180.000 t	0.100 t	0.000 t

別紙2 産業廃棄物管理組織図



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組) 実施していない	
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	13.020 t	130.155 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	13.020 t	130.155 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い産業廃棄物の収集・運搬・最終処分を委託できる業者を選定し書面による契約を実施している。 ・リサイクル率の高い優良認定業者との委託を積極的に行う。			

t	t	t	t

t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	がれき類(石綿含有)
1420.440 t	122.204 t	9,411.372 t	51.480 t
t	t	t	t
1420.440 t	122.204 t	9,411.372 t	51.480 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

紙くず	木くず	繊維くず	ばいじん
0.100 t	919.650 t	0.232 t	0.540 t
t	t	t	t
0.100 t	919.650 t	0.232 t	0.540 t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		11.000 t	8.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		11.000 t	8.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集・運搬・最終処分を委託できる業者を選定し書面による契約を実施する。 ・最終処分場への処分量を低減するため、リサイクル率の高い優良認定業者を選定し委託する。 				
※事務処理欄				

(第5面) -2

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	がれき類(石綿含有)
0.100 t	10.000 t	2700.000 t	0.000 t
t	t	t	t
0.100 t	10.000 t	2700.000 t	0.000 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面) -3

紙くず	木くず	繊維くず	ばいじん
0.200 t	250.000 t	0.100 t	0.000 t
t	t	t	t
0.200 t	250.000 t	0.100 t	0.000 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。